

令和6年度 第2回本庄市下水道事業審議会次第

開催日 令和6年10月29日

開会時間 午前10時00分

場所 本庄市役所 504会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 会長選出・職務代理者の指名

5. 令和6年度第1回審議会議事報告

6. 議 題

第1号 下水道事業の取組みと経営状況について

下水道事業経営戦略 別冊

「公共下水道事業の経費回収率向上に向けたロードマップ」【資料1】

7. その他

8. 閉 会

下水道事業審議会 席次表(504会議室)

吉田 信解 市長 (よしだ しんげ) 会長		
柿沼 光男 委員 (かきぬま みつお)		奥原 定雄 委員 (おくはら さだお)
粂田 平一郎 委員 (うるた へいいちろう)		根岸 誠 委員 (ねぎし まこと)
小高 隆雄 委員 (おだか たかお)		立石 茂則 委員 (たついし しげのり)
茂木 孝弘 委員 (もてぎ たかひろ)		高月 政男 委員 (たかつき まさお)
井上 明彦 委員 (いのうえ あきひこ)		早川 ゆり 委員 (はやかわ ゆり)
濱野 宏 委員 (はまの ひろし)		
事務局		

事務局

傍聴人

令和6年10月18日策定
本庄市下水道事業経営戦略（令和3年度～令和12年度）別冊

公共下水道事業の経費回収率向上に向けたロードマップ

令和6年10月1日に下水道使用料の改定を行ったことを踏まえ、国土交通省通知「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」に基づき、公共下水道事業の経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。

1. 下水道使用料改定の必要性検証

5年毎に行う流域下水道維持管理負担金単価に関する埼玉県との協議時期に合わせ、下水道使用料改定の必要性を検証することとします。

公共下水道事業の運営においては、流域下水道維持管理負担金の支出が非常に大きな比重を占めており、その単価の変動は事業運営に大きな影響を与えます。令和6年度は、流域下水道維持管理負担金単価の上昇を受け、下水道使用料の増額改定を行いました。

経営戦略及び関連計画の見直しスケジュール、下水道使用料改定の必要性検証時期

各種計画	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
下水道事業経営戦略	策定					見直し					改定
下水道使用料の 在り方検証				検証	改定				検証	改定 検討	
公共下水道ストック マネジメント計画	策定				見直し					見直し	
農業集落排水最適 整備構想	策定					見直し				見直し	
下水道総合 地震対策計画	策定						見直し				
下水道事業 全体計画	策定					見直し					見直し

…策定時の計画期間

…見直し後の計画期間

2. 経営改善の取組及び業績指標

本市の公共下水道事業の水洗化率は89.59%（令和5年度末）であり、本市と類似団体※の平均値よりも依然低い水準にあります。収入確保のため、整備完了後に数年間接続のない未接続世帯に対して戸別訪問や接続依頼文書の配布等により普及活動を行い、特に公共下水道事業概成後の令和8年度以降は取り組みを推進します。

また、水洗化率を経営改善のための業績指標と定めます。公共下水道事業概成予定の翌年度である令和8年度を中間年度とし89.92%、本経営戦略策定期間の最終年度である令和12年度に90.36%に引き上げることを目標とします。

公共下水道事業の水洗化率及び類似団体平均値の推移

	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R8 目標	R12 目標
本庄市公共下水道事業 水洗化率	89.24	89.44	89.42	89.59	89.92	90.36
(参考) 類似団体平均水洗化率	92.72	92.88	92.9	未公表	—	—

※総務省が公表する経営比較分析表における類似団体区分による、処理区域内人口3万人以上5万人未満で処理区域内人口密度・供用開始後年数が同規模の団体

3. 支出削減の取組

支出削減の取組については、令和2年度の計画策定時に定めているため、本編の内容を再掲します。

今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	改築・更新について、公共下水道事業は「公共下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業は「農業集落排水最適整備構想・再編計画」に基づいて、投資の平準化を図りながら計画的に事業を実施していきます。
--------------	--

投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、包括的民間委託などの取組は行っていないが、国や周辺市町の動向を踏まえ、検討を視野に入れていきます。
職員給与費に関する事項	適正な組織体系の構築を図り、人件費の適正化に取り組みます。
修繕費に関する事項	公共下水道ストックマネジメント計画等に基づき、計画的に維持管理を行うことでコスト削減を図ります。
委託費に関する事項	発注方法や委託内容を見直し、適切に維持管理を行うことで、コスト削減に努めます。

(本編 p.32「6.4 今後の取組事項」より公共下水道事業関係部分を抜粋)

交付要件確認チェックシート

資料 2

	チェックシート記載日	都道府県名	市町村名
1. 公営企業会計の適用状況	適用済み	適用年度	未適用
2. 令和2年度以降※、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施 ※令和2年度までに公営企業会計適用していない場合、「公営企業会計適用した年度以降」とする。）	実施済み	実施年度	未実施
3. 経営戦略の内容			
①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限が記載されているか	記載済み		未記載
②a経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（使用料の改定、下水道施設・未利用資源の有効活用や接続促進による収入増など、収入を増加させるための取組が記載されていれば可）	記載済み		未記載
②b経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（包括的民間委託等による維持管理費の削減（新規・継続問わず）や新技術の導入、広域化・共同化、処理場の運転方法の見直し、電力契約の見直しなど、支出削減のための取組が記載されていれば可）	記載済み		未記載
③収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的に検証・見直しを行う旨が記載されているか（表現ぶりは、「〇年毎に検証する」といった大まかなもので可とする※） ※「検証・見直し」の具体的内容としては、収支実績・取組効果の確認、業績目標or収支見通しとの乖離の確認及びその原因分析、今後の取組について検討、見直しを行い、収支見通しの改定等を行うことを想定しており、関連する記述の有無で判断する。	記載済み		未記載
4. 経営戦略が公表されているか	公表済み		未公表

【記入要領】

- ・上記1.～4.の全てについて記載すること。
- ・1. で公営企業会計適用済みと回答した団体については、令和7年度以降（令和2年度以降に公営企業会計を適用した団体については、適用年度から5年経過以降）、2. 、3. （②はaとbのいずれかのみで可）、4. の全てを満たしていることが交付要件となる。
- ・なお、人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを交付要件としている。

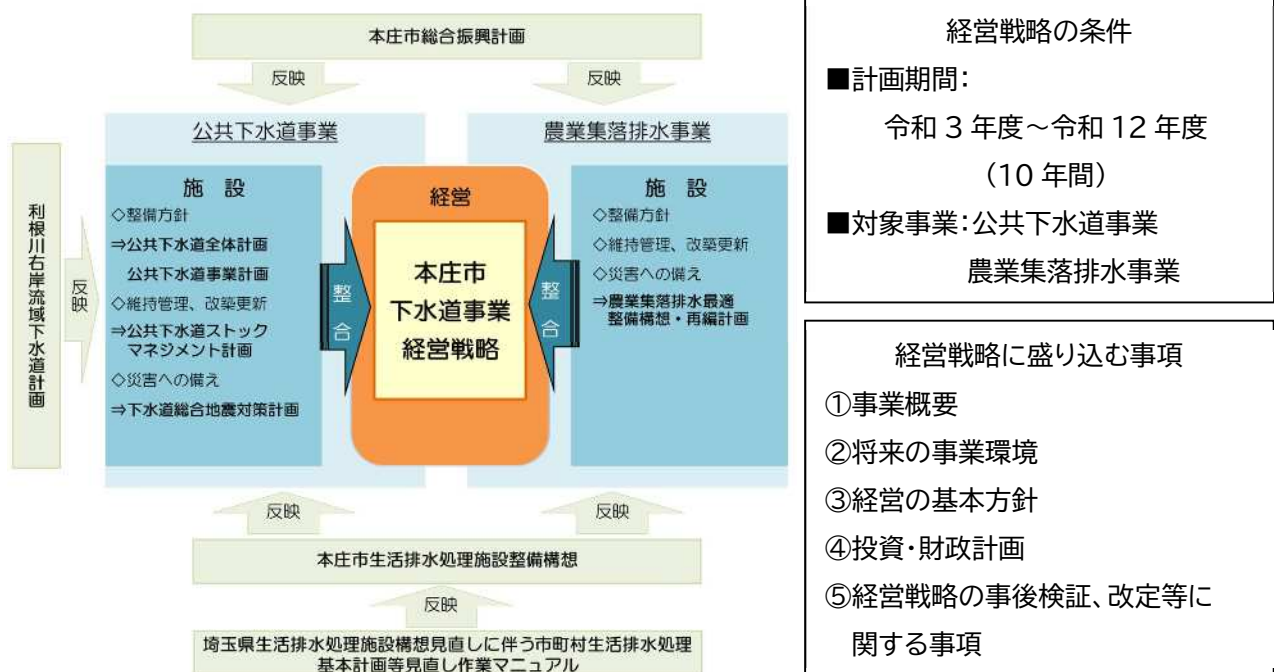
1.経営戦略の位置付けと計画期間

下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくためには、実情に対応し中長期的な視野に立った経営の基本計画である経営戦略を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要となります。

経営戦略は、市が策定する下水道計画のひとつで、今後、下水道事業に必要な費用(投資)と予定される収入(財源)の収支バランスを取った「投資・財政計画」に沿って、効率化・経営健全化に向けた取組を定めるものです。

経営戦略の策定にあたっては、国の「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、市の上位計画や関連する下水道計画と整合を図っています。

経営戦略の計画期間は、中長期的な視点で経営を行うことができるよう、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。



2.下水道事業の概要

(令和2年4月1日現在)

項目	公共下水道事業	下水道概要					
		農業集落排水事業					
		都島	田中	宮戸	牧西	滝瀬・堀田	仁手・下仁手・久々宇
供用開始年月日	昭和61年4月1日	平成元年4月1日	平成6年4月1日	平成8年4月1日	平成15年4月1日	平成21年4月1日	平成30年4月1日
終末処理場名称	利根川右岸流域下水道 小山川水循環センター	都島クリーンセンター	田中クリーンセンター	宮戸クリーンセンター	牧西クリーンセンター	滝瀬・堀田クリーンセンター	仁手・下仁手・久々宇クリーンセンター
排除方式	分流式	分流式					
整備面積	1,064ha	17.2ha	21.9ha	19.2ha	41.1ha	21.7ha	51.0ha
管渠延長	汚水: 260 km 雨水: 50 km 計: 310 km	汚水: 33 km 雨水: 0 km 計: 33 km					

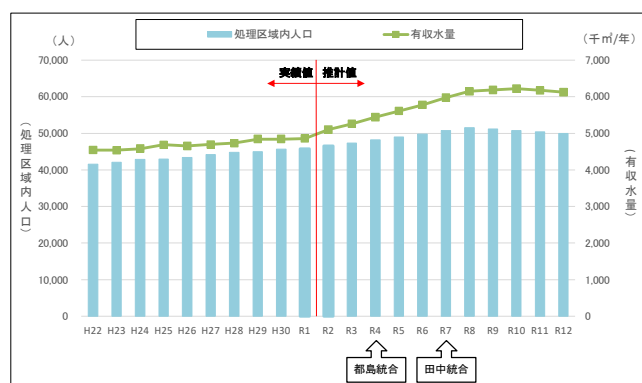
この経営戦略では、計画期間中に供用開始30年を超えた農業集落排水事業の処理区について、公共下水道に接続するものとして試算しています。
(令和4年度に都島、令和7年度に田中を接続と試算)

3.下水道事業の現状と計画

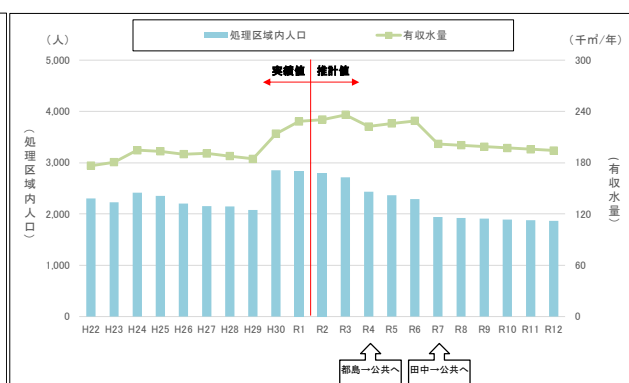
3.1.人口と水量の推移

公共下水道事業は、令和 10 年度までは、処理区域内人口の増加に伴い有収水量も増加しますが、令和 11 年度以降は処理区域内人口の減少に伴い、有収水量も減少していきます。農業集落排水事業は、有収水量は令和 3 年度までは増加しますが、令和 4 年度の都島処理区の公共下水道への統合時に大きく減少します。令和 7 年度以降は処理区域内人口の減少に伴い減少する見込みです。

公共下水道事業



農業集落排水事業



3.2.下水道整備の状況

本市の下水道事業の現状と今後取り組むべき事項について示します。

①汚水整備・・・公共下水道事業は令和 7 年度までに整備完了予定

農業集落排水事業は平成 29 年度に整備完了し、今後は処理区の統合又は公共下水道への接続を検討

②雨水整備・・・計画期間内に小山川第九排水区及び栗崎地区に整備し、その他の区域は整備を検討

③施設の老朽化・耐震化・・・「公共下水道ストックマネジメント計画」、「下水道総合地震対策計画」及び「農業集落排水最適化構想・再編計画」に基づいて維持管理を推進

人口減少が加速する中で、新規整備だけでなく、施設の老朽化や耐震化に関する対策や施設更新に対応するため、事業の安定的な経営を目指し、各種計画に基づいて事業を行っていきます。



3.3.組織の状況

本市の下水道部門は、上下水道部内の下水道課に属しています。



令和 2 年度の職員数は、公共担当 13 人、農集担当 2 人の計 15 人となっています。

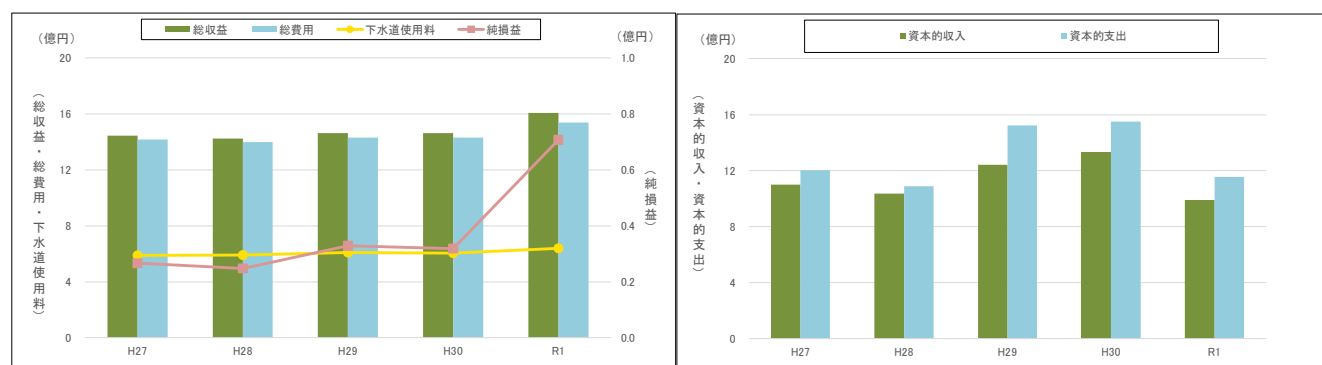
直近では組織の変更はなく、計画期間においては、現状と同程度の職員数で事業を進めていくものとして試算しています。しかし、将来においては、効率化・経営健全化を図るため、業務・工事の量の変動に伴う人員配置の変更や水道課を含めた組織再編の検討も必要となります。

3.4.経営の状況

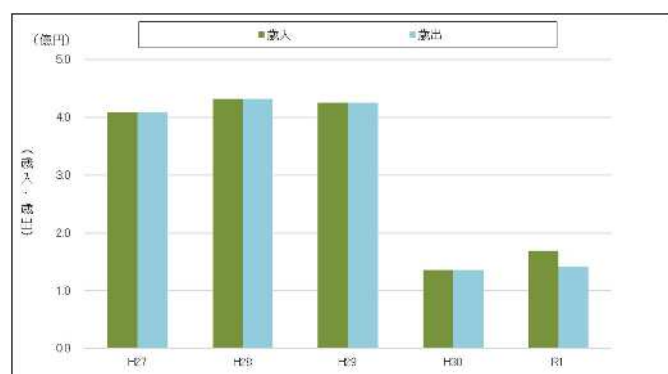
①公共下水道事業(公営企業会計)

収益的収入については約 14～16 億円を推移しており、下水道使用料と長期前受金戻入で約 8 割を占めています。収益的支出については約 14～15 億円を推移しており、減価償却費と流域下水道維持管理負担金で約 8 割を占めています。

資本的収入については約 10～13 億円を推移しており、企業債が約 5 割を占めています。資本的支出については管路建設改良費と企業債元金償還金で 9 割以上を占めています。



②農業集落排水事業(官公庁会計)



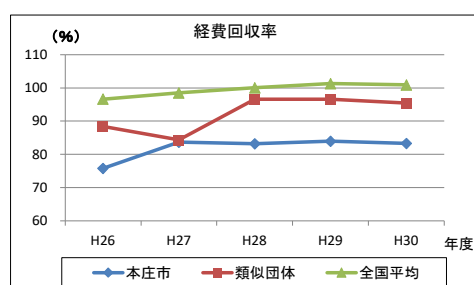
平成 29 年度までは、仁手・下仁手・久々宇処理区の整備を行っていたため、歳入・歳出は 4 億円程度で推移しており、歳入については国庫支出金及び地方債が、歳出については工事請負費が主要部分を占めていましたが、平成 30 年度以降は 1.3 億円程度で推移しており、歳入については一般会計繰入金、歳出については、総務費、公債費が多くを占めています。

3.5.下水道事業の現状と比較分析

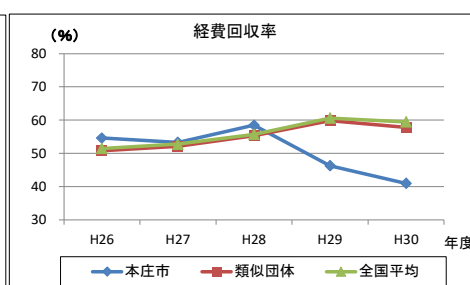
本市の経営状況について、本市及び本市の類似団体との比較を行いました。

①経費回収率 使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを示す指標

公共下水道事業



農業集落排水事業



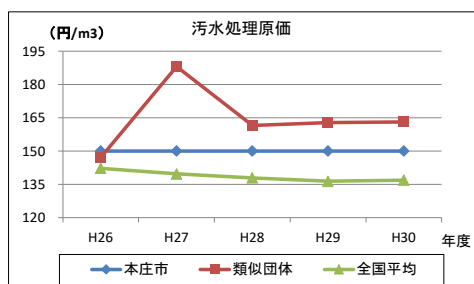
■評価基準■
100%を上回っていることが望ましい。

■分析結果■
類似団体平均、全国平均と比較しても低い状況にあり、汚水処理費を一般会計繰入金に依存している状況にあります。

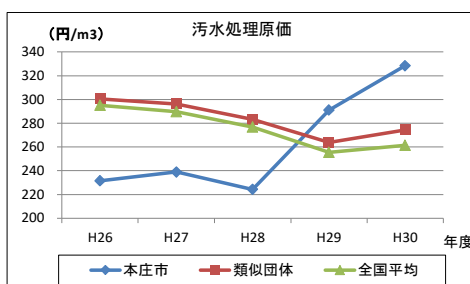
公共下水道事業については、令和元年に使用料を改定したため、今後は改善が見込まれます。(参考)令和元年度約 88%

②汚水処理原価 有収水量1m³当たりの汚水の処理に要した費用を表した指標

公共下水道事業



農業集落排水事業



■評価基準■

低い数値の方が効率的

■分析結果■

公共下水道事業は、全国平均より高いが、類似団体平均より低いため、良好といえます。

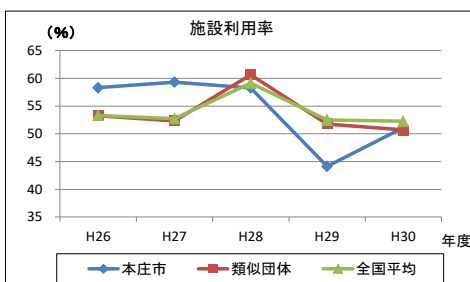
農業集落排水事業は、仁手・下仁手・久々宇地区の供用開始に伴い汚水処理費が増加しましたが、有収水量の増加が追いついていません。

③施設利用率 施設の1日の処理能力に対する処理水量の割合で施設の利用状況を表した指標

公共下水道事業

汚水処理を埼玉県小山川水循環センターで行っているため市の施設はありません。

農業集落排水事業



■評価基準■

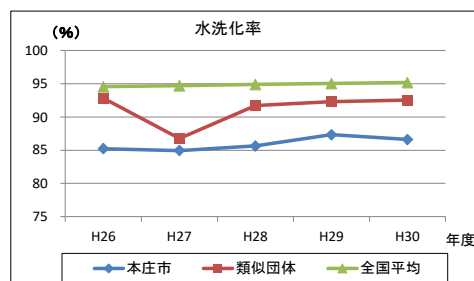
高い数値の方が望ましい。

■分析結果■

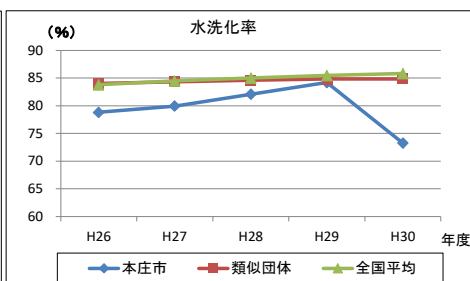
平成 29 年度を除いては、類似団体平均、全国平均と同等または高く良好といえます。

④水洗化率 処理区域内人口のうち、水洗便所で汚水を排水している人口の割合を表した指標

公共下水道事業



農業集落排水事業



■評価基準■

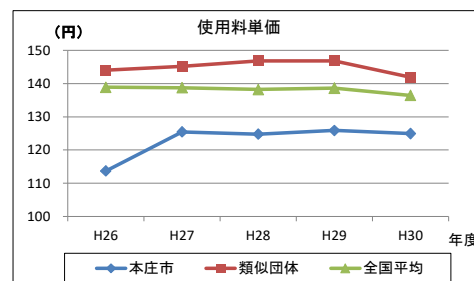
100%が望ましい。

■分析結果■

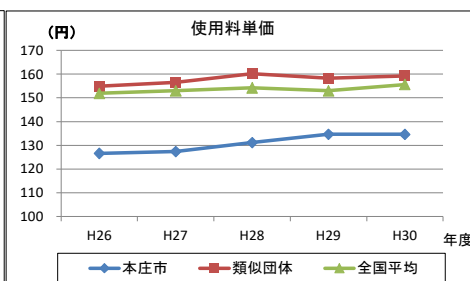
類似団体平均、全国平均と比較しても低い状況にあり、水質保全や安定した使用料収入確保のため、水洗化率の向上に努め、100%に近づける必要があります。農業集落排水事業については、仁手・下仁手・久々宇地区の供用開始により平成30年は減少しています。(参考)令和元年度約 75%

⑤使用料単価 1 m³当たりの使用料収入を表した指標

公共下水道事業



農業集落排水事業



■評価基準■

低い方が利用者にとっては良いが、経費回収率等の他の指標と組み合わせた判断が必要です。

■分析結果■

汚水処理原価を回収できていない状況で、国の基準としている 150 円/m³と比べても低い状況にあります。公共下水道事業については、令和元年に使用料を改定したため、使用料単価は上昇しています。(参考)令和元年度約132円

4.経営戦略の基本方針

今回策定した経営戦略が、計画的に履行されるよう基本方針の設定を行います。

基本方針は、「本庄市総合振興計画」と整合を図りながら、都市基盤分野で掲げている、「人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち」を基に、経営戦略として次の3つを掲げ、今後①～⑨の取組を行っていきます。

1:人にやさしい

人にやさしい暮らしのために、事業体制及び経営基盤を強化し、持続可能な運営をめざします

- ・①財政の健全化
- ・②普及活動の推進
- ・③職員の能力向上
- ・④国が推進する施策の検討

2:快適で美しい

快適で美しい生活実現のために、下水道施設の整備・機能維持に努めます

- ・⑤未整備区域の計画的な整備
- ・⑥農集の統廃合の推進
- ・⑦効率的かつ効果的な施設の改築・更新

3:住みやすい

住みやすいまちの実現のために、災害に強い下水道をめざします

- ・⑧浸水対策の推進
- ・⑨地震対策の推進

5.投資・財政計画

今後 30 年間の投資に関する試算と財源に関する試算を踏まえ、総務省が位置付ける「投資・財政計画」の様式に準じて、収益的収支及び資本的収支について 10 年間の収支計画を作成しました。

※消費税及び地方消費税相当額について、収益的収支については税抜、資本的収支については税込で作成しています。

投資・財政計画(下水道事業全体)
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(予算)	(予算)									
収益	1. 営業収入	754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262
	(1) 料収	712,817	725,929	796,894	820,780	844,779	869,040	893,176	898,031	902,847	895,795	888,905
	(2) 受託工事収益											
	(3) 雨水処理工場の収益	41,505	55,660	42,700	42,937	43,218	44,883	45,297	45,655	47,338	48,570	50,186
約収	2. 営業外収入	387	117	171	171	171	171	171	171	171	171	171
	(1) 補助金	1,099,678	1,093,899	1,181,750	1,200,057	1,270,091	1,293,548	1,274,790	1,224,140	1,215,082	1,189,200	1,135,291
	他会計補助金	80,747	39,300	50,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	61,739	50,871
	その他補助金	74,747	36,300	45,996	52,945	54,892	20,207	51,231	51,078	51,078	61,739	50,871
入	その他会計補助金	6,000	3,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他会計補助金	342,409	383,371	423,408	427,568	478,330	493,179	469,279	423,028	414,155	398,939	378,871
	(3) 長期前受金	676,463	671,208	707,308	719,506	736,831	780,124	754,242	749,996	749,811	728,484	705,511
	(4) その他収入	39	20	38	38	38	38	38	38	38	38	38
収益	1. 営業収入	1,854,387	1,875,605	2,021,515	2,063,405	2,158,259	2,207,642	2,213,434	2,167,997	2,165,438	2,133,736	2,074,553
	(1) 職員給与	1,696,156	1,686,166	1,783,158	1,819,885	1,907,027	1,949,914	1,959,492	1,921,319	1,924,138	1,901,758	1,855,701
	退職金	63,043	63,105	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665	63,665
	退職給付費用	31,667	32,716	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978	32,978
約収	2. 営業外収入	31,376	30,389	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687	30,687
	(1) 経費	645,201	600,095	676,162	692,382	750,655	726,043	771,257	738,204	741,388	747,097	731,353
	動力費	10,210	11,161	8,270	8,403	8,512	7,512	7,454	7,396	7,337	7,279	7,221
	修繕費	41,895	2,401	34,771	35,727	36,659	36,214	36,967	36,905	36,843	36,780	36,718
支出	材料費	105	100	71	73	76	78	80	80	80	80	80
	(3) 減価償却費	592,991	586,433	633,050	648,179	705,408	682,239	726,756	693,823	697,128	702,958	687,334
	2. 営業外費用	987,912	1,022,966	1,043,331	1,063,838	1,092,707	1,160,206	1,124,570	1,119,450	1,119,085	1,090,996	1,060,683
	(1) 支払利息	130,554	119,605	118,297	119,482	123,629	125,380	123,232	118,406	114,109	109,455	104,344
流出	(2) その他支出	129,514	118,565	118,297	119,482	123,629	125,380	123,232	118,406	114,109	109,455	104,344
	支出計	1,040	1,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(D) 常損	1,826,710	1,805,771	1,901,455	1,939,367	2,030,656	2,075,294	2,082,724	2,039,725	2,038,247	2,011,213	1,960,045
	(E) 特別利益	27,677	69,834	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508
特別損益	(F) 特別損失	3,449	597	417	0	0	0	0	0	0	0	0
	(G) 純利益	△ 3,449	△ 597	△ 417	0	0	0	0	0	0	0	0
	(H) 純利益	24,228	69,237	119,643	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508
	(I) 純利益	24,228	69,237	119,643	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508
流動	(J) 流動資産	763,981	1,560,401	2,337,855	3,149,100	3,829,993	4,488,695	5,281,223	6,187,641	7,115,235	8,075,057	8,997,315
	(K) 流動負債	141,878	169,500	176,000	191,000	161,000	118,000	101,000	106,000	106,000	106,000	107,000
	(L) 流動資産	964,795	1,037,749	1,013,818	1,052,002	937,345	823,034	809,740	875,147	931,233	964,265	977,670
	(M) 流動負債	494,181	476,716	444,318	433,502	423,845	457,534	495,240	534,647	585,733	611,765	624,170
累積	うち一時借入金											
	うち未払金	461,803	552,552	561,000	610,000	505,000	357,000	306,000	332,000	337,000	344,000	345,000
	(N) 累積欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(O) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益	(P) 営業収益	754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262
	(Q) 地方財政法による資金不足の比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(R) 健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(S) 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能な資金不足額											
健全化法	(T) 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	754,709	781,706	839,765	863,348	888,168	914,094	938,644	943,857	950,356	944,536	939,262
	(U) 健全化法第22条により算定した資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(V) 健全化法第22条により算定した資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(W) 健全化法第22条により算定した資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

投資・財政計画(下水道事業全体)
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		令和2年度 (予算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	823,300	901,700	1,171,000	1,234,900	866,800	413,500	166,700	238,300	236,500	227,000	235,000	
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	174,212	69,151	108,200	109,681	105,635	82,028	115,353	119,689	114,596	129,716	163,196	
	4. 他会計負担金	83,676	73,134	57,579	47,894	39,395	32,001	33,232	32,157	31,340	34,754	36,730	
	5. 他会計借入金												
	6. 国庫補助金	444,782	550,253	721,268	921,000	624,000	267,000	162,000	236,000	232,000	230,000	234,000	
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	68,204	80,470	56,940	84,940	81,940	54,940	12,352	9,352	9,352	9,352	9,352	
	9. その他	3,200	1,600	4,742	5,812	5,830	5,849	5,867	5,886	5,905	5,924	5,943	
資本的収支	(A)のうちに翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	1,597,374	1,676,308	2,119,729	2,404,227	1,723,600	855,318	495,504	641,384	629,693	636,746	684,221	
	(B)												
	純計 (A)-(B)	1,597,374	1,676,308	2,119,729	2,404,227	1,723,600	855,318	495,504	641,384	629,693	636,746	684,221	
	1. 建設改良費	1,390,724	1,575,553	2,002,492	2,294,548	1,629,927	791,953	416,622	565,281	555,538	549,310	556,282	
	うち職員給与費	36,797	37,934	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000	
資本的支出	2. 企業償還金	518,066	494,983	476,716	444,318	433,502	423,845	457,534	495,240	534,647	585,733	611,765	
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他の支出金	15,081	5,857	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
	計 (D)	1,923,871	2,076,393	2,480,808	2,740,466	2,065,029	1,217,398	875,756	1,062,121	1,091,785	1,136,643	1,169,647	
資本的収支	(E)のうちに翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	326,497	400,085	361,079	336,239	341,429	362,080	380,252	420,737	462,092	499,897	485,426	
	1. 損益勘定留保資金	309,437	351,758	336,023	344,332	355,876	380,082	370,328	369,454	369,274	362,512	355,172	
	2. 利益剰余金処分額	1,253	69,190	120,060	124,038	127,603	132,348	130,710	128,272	127,191	122,523	114,508	
	3. 繰越工事資金												
	4. その他の支出金	58,429	0	99,772	106,777	72,810	31,813	9,510	16,751	15,139	15,390	15,934	
補填財源	5. 過年度分	204,004	246,626	267,489	462,265	701,173	916,033	1,098,196	1,228,492	1,322,232	1,371,744	1,372,272	
	計 (F)	573,123	667,574	823,344	1,037,412	1,257,462	1,460,276	1,608,744	1,742,969	1,833,836	1,872,169	1,857,886	
補填財源	(E)-(F)	△ 246,626	△ 267,489	△ 462,265	△ 701,173	△ 916,033	△ 1,098,196	△ 1,228,492	△ 1,322,232	△ 1,371,744	△ 1,372,272	△ 1,372,460	
	(G)												
	他会計借入金残高												
	企業償還金	9,044,872	9,451,589	10,145,873	10,936,455	11,369,753	11,359,408	11,068,574	10,811,634	10,513,487	10,154,754	9,777,989	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
収益的収支	内 容	令和2年度 (予算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
		458,493	475,163	511,944	522,750	576,280	558,109	565,647	519,601	512,411	509,088	479,768	
資本的収支	うち基準内繰入金	383,746	438,863	462,428	466,285	517,868	537,902	514,416	468,523	461,333	447,349	428,897	
	うち基準外繰入金	74,747	36,300	49,516	56,465	58,412	20,207	51,231	51,078	51,078	61,739	50,871	
資本的収支	うち基準内繰入金	257,888	142,285	165,779	157,575	145,030	114,029	148,585	151,846	145,936	164,470	199,926	
	うち基準外繰入金	83,676	73,134	61,099	51,414	42,915	32,001	33,232	32,157	31,340	34,754	36,730	
合 計		174,212	69,151	104,680	106,161	102,115	82,028	115,353	119,689	114,596	129,716	163,196	
合 計		716,381	617,448	677,723	680,325	721,310	672,138	714,232	671,447	658,347	673,558	679,694	

6.今後の取組事項

投資・財政計画に未反映の取組や、今後下水道事業を継続的に運営していくに当たって推進すべき取組について、以下に整理します。

今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区域の広域化・最適化として、農集の都島処理区は令和 4 年度に公共へ編入を予定しており、他の処理区についても、処理区の統合・公共下水道への編入の検討を行っていきます。
投資の平準化に関する事項	改築・更新について、公共下水道事業は「公共下水道ストックマネジメント計画」、農業集落排水事業は「農業集落排水最適整備構想・再編計画」に基づいて、投資の平準化を図りながら計画的に事業を実施していきます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	現在、処理場の維持管理を民間に業務委託していますが、PPP/PFI の導入について、国や周辺市町の動向を踏まえ、検討を視野に入れていきます。

今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の改定を令和元年に実施しており、計画期間中の改定を見込んでいません。使用料収入は、人口減少の影響で減少する見込みであるため、施設の統合等で効率化を図りながら今後の状況を注視し、必要であれば使用料改定も検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	農業集落排水事業の基金については、令和4年度から取崩していくため、運用は予定していません。統合後の処理場用地については、必要に応じて活用の検討を視野に入れていきます。
一般会計からの繰入金について	繰出基準内の繰入金については確保しつつ、基準外の繰入金については減債積立金の取崩し等により、縮減に努めていきます。

投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	現在、包括的民間委託などの取組は行っていないが、国や周辺市町の動向を踏まえ、検討を視野に入れていきます。
職員給与費に関する事項	適正な組織体系の構築を図り、人件費の適正化に取り組みます。
修繕費に関する事項	公共下水道ストックマネジメント計画等に基づき、計画的に維持管理を行うことでコスト削減を図ります。
委託費に関する事項	発注方法や委託内容を見直し、適切に維持管理を行うことで、コスト削減に努めます。
流域下水道維持管理負担金について	埼玉県が実施する流域下水道事業に本市が負担する流域下水道維持管理負担金は、令和元年度に単価の改定があり 83 円/㎡と県内でも高くなっています。単価の適正化について、同流域の町だけでなく他流域の自治体との連携を図り、埼玉県との協議を継続していきます。
その他の取組	必要に応じて、積極的に検討を行います。

経営戦略は、概ね 5 年毎に見直すことで最新性を保ち、効率的・効果的な事業運営計画の進捗管理を行っていきます。



用語集（経営戦略版）

下水

下水道法第2条で、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう、と定義されている。

都市下水路

主として市街地において雨水を排除するためのもの。処理場を有しない。

汚水

下水道法の定義では、人間生活又は生産活動などの事業に起因して生ずる排水をいう。具体的には、生活雑排水、水洗便所からのし尿、工場や事業場から排出される工場排水等。

全体計画

下水道について、それぞれ技術的に終末処理場や管渠、処理区域など全体的な計画で、下水道の全体像を示すもの。

事業計画

全体計画に定められた施設のうち、概ね5～7年間に実施する区域の施設の建設等を定める計画

本庄市公共下水道ストックマネジメント計画

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮して、施設の点検・調査、修繕・改善を実施する計画

本庄市下水道総合地震対策計画

主要な下水道施設の耐震化を行う「防災」と被災を想定してマンホールトイレシステムの整備等を行い被害の最小化を図る「減災」を組み合わせ、総合的な地震対策を効率的に実施する計画

本庄市農業集落排水最適化構想・再編計画

農業集落排水処理施設の機能保全コストの最適化を図ることにより、長期的な維持管理を計画的に行うとともに、その維持管理コストと各区域の処理施設の統廃合により削減できるコストを比較検討し、安定した事業運営を図るための計画

有収水量

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量

下水道使用料

公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制徴収債権として地方税の滞納処分の例により徴収することができる。使用料は、基本料金と従量制の二部料金制が多く使われており、基本料金は、一定の排水量までの固定料金である。従量制は、大口使用者に対して排水を抑制する効果と生活排水を排出するための一般家庭への負担の配慮という観点から、使用料単価は、水道の使用水量（または井戸水）を基準に下水排水量が多くなるに従って、1 m³当たりの単価が高くなることをといる。

長期前受金

償却資産の取得に伴う補助金・繰入金を負債として計上したもの、その後、減価償却に見合う分を順次収益化し戻入する。

減価償却費

下水道施設（資産）の取得に伴う費用を一旦資産に計上した後、その金額を耐用年数にわたって規則的に分配する金額のこと。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県。流域下水道に接続することによって、独自の終末処理場を有しないものを流域関連公共下水道（事業主体は原則として市町村）といい、流域下水道管理者に対し、流域下水道の建設費及び維持管理費の一部（流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金）を支払う。

企業債（地方債）

地方公共団体が地方公営企業の建設・改良に要する資金に充てるために年度を超えて借り入れる借入金のこと。

国庫補助金（国庫支出金）

下水道施設の整備にあたって国から交付される。下水道事業における国庫補助の対象範囲は限定されている。補助率は、事業の種類、施設の種別によって異なり、また、年度によっても相違がある。

受益者負担金

都市計画法に基づき、国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合にその事業に要する経費に充てるために、その事業により受益する者に対して課す金銭上の給付義務をいう。

繰入金

一般会計から下水道事業の運営のために支出されるお金。公費で負担すべき経費等に充てられる費用（赤字補てん分を含む。）のこと。

雨水処理負担金

雨水処理に要する経費に充てられる費用のこと。

処理区域

排水区域のうち排除された汚水を処理場で処理することができる地域で、工事された区域

水洗化人口

処理区域内で水洗便所を設置済みの世帯の人口

汚水処理原価

有収水量 1 立方メートルあたりの汚水処理費であり、汚水処理費の水準を示す。汚水処理費は、維持管理費と資本費に分けられる。

維持管理費

事業の管理運営に要する経費。「人件費（職員給与費等）」及び「物件費」（管渠の清掃費、電気代等の動力費、施設の補修費、委託費等）の合計額

資本費

減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費

P P P / P F I

P P P とは、公と民が連携して公共サービスを行う形式のことで、P F I は、P P P の代表的な手法の一つで、民間の資金とノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

農業集落排水事業基金

仁手・下仁手・久々宇に係る農業集落排水事業に要する経費等の財源に充てるために、県から交付された交付金を積み立て、運用するために設置した基金

操出基準

地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、公営企業に繰り入れられる他会計からの操出金の基準のこと。基準にないものを基準外繰入金という。

減債積立金

毎年度の未処分の利益剰余金を、企業債元金償還に充てるために積み立てているもの

包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を一括して委託すること。

●各種割合等

○汚水人口普及率（％）

処理区域内人口÷行政区域内人口×100

○水洗化率（％）

水洗便所設置済人口÷処理区域内人口×100

○有収率（％）

年間有収水量÷年間汚水処理量×100

○使用料単価（円/立法メートル）

使用料収入÷年間有収水量

○汚水処理原価（円/立法メートル）

汚水処理費÷年間有収水量

○汚水処理原価（円/立法メートル）〔維持管理費〕

汚水処理費（維持管理費）÷年間有収水量

○汚水処理原価（円/立法メートル）〔資本費〕

汚水処理費（資本費）÷年間有収水量

○経費回収率（％）

使用料収入÷汚水処理費×100

○施設利用率（％）

処理水量÷処理能力×100

本庄市下水道事業審議会委員名簿

(任期：令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日)

令和 6 年 1 0 月 1 日現在

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	選出区分 (本庄市下水道事業審議会 条例第 3 条)	摘 要
1	かきぬま みつお 柿沼 光男	市議会議員	
2	うる た へいいちろう 粂田 平一郎	市議会議員	
3	おだか たか お 小高 隆雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本町自治会長
4	もてぎ たかひろ 茂木 孝弘	都市計画決定区域内の 自治会代表者	万年寺自治会長
5	いのうえ あきひこ 井上 明彦	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本田自治会長
6	はま の ひろし 濱野 宏	都市計画決定区域内の 自治会代表者	長浜町自治会長
7	おくはら さだお 奥原 定雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	塩谷治会長
8	ねぎし まこと 根岸 誠	都市計画決定区域内の 自治会代表者	秋山自治会長
9	おおさわ はるき 大澤 春樹	識見を有する者	埼玉県下水道公社 (常務理事兼技師長)
1 0	たついし しげのり 立石 茂則	識見を有する者	
1 1	たかつき まさお 高月 政男	公募による者	
1 2	しもおか ただよし 下岡 忠敬	公募による者	
1 3	はやかわ ゆり 早川 ゆり	公募による者	

令和 6 年度 本庄市下水道事業審議会開催日程（案）

- ・下水道審議会委員（任期）

- 今期：令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日（2 年）

- ・令和 6 年度 第 3 回審議会

- 令和 7 年 2 月下旬～3 月上旬

- 第 2 回審議会の内容確認（会議録）

- 令和 5 年度本庄市下水道事業会計決算概要

- 本庄市生活排水処理施設整備構想の見直しについて

【参考】令和 7 年度 第 1 回審議会

令和 7 年 6 月～7 月予定

○本庄市下水道事業審議会条例

平成 18 年 1 月 10 日

条例第 174 号

(設置)

第 1 条 本庄市下水道事業の円滑な運営を図るため、本庄市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が行う下水道事業に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 19 条に規定する都市計画の決定(同法第 21 条に規定する都市計画の変更を含む。)区域内の自治会の代表者

(3) 識見を有する者

(4) 公募による者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成26年12月26日条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○本庄市下水道事業審議会規則

平成 3 0 年 8 月 2 9 日

規則第 3 2 号

(趣旨)

第 1 条 本庄市下水道事業審議会条例（平成 1 8 年本庄市条例第 1 7 4 号）第 8 条の規定に基づき、本庄市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第 2 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の開催の事前公表)

第 3 条 審議会は、会議が開催される日の 7 日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第 4 条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 審議会は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成 18 年 1 月 10 日

条例第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（消防団員を除く。以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第 2 条 報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第 3 条 報酬は、日額のものについてはその職務を行うため出席した都度これを支給し、月額のものについてはこれを 3 月、6 月、9 月、12 月の 4 期においてそれぞれその月分までを支給し、年額のものについては 3 月に支給する。

2 年の中途において、その職を離れたとき、又は市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、市長の定めた時に支給することができる。

(報酬の計算)

第 4 条 報酬額のうち、月額をもって定めるものが月の初日からその職に就いたとき、又は月の末日にその職を離れたとき以外のときの報酬額は、その月の現日数を基礎として日割をもって計算する。

2 報酬額のうち年額をもって定めるものが月の初日からその職に就いたとき、又は月の末日にその職を離れたときは、当該報酬額を 12 で除して得た額を月額とみなす。また、月の初日及び末日以外の人にその職に就いたとき、又は離れたときは、前項の例により計算する。

(費用弁償)

第 5 条 特別職の職員が公務のため市外に旅行したときは、本庄市一般職職員の旅費に関する条例（平成 18 年本庄市条例第 54 号）の規定により職員に支給する旅費の額に相当する額を、一般職職員の旅費支給の例により支給する。

2 前項に規定するもののほか、特別職の職員がその職務を行うために要した費

用は、その相当額を弁償することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年本庄市条例第27号）又は児玉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年児玉町条例第6号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により支給又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日から合併後初めて行われる一般選挙による農業委員会の委員（以下「委員」という。）が決定されるまでの期間は、委員の報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年3月30日条例第199号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第202号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第204号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第207号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日条例第220号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年７月３日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年３月３１日条例第６号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年９月４日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年３月３０日条例第６号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年１２月２７日条例第２８号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年３月２８日条例第４号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月２８日条例第５号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日条例第１１号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年７月１日条例第１７号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年１０月１日条例第３０号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年３月２８日条例第３号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日条例第８号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日条例第９号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日条例第１６号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、別表地域審議会委員の項を削る規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２７日条例第３５号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月２９日条例第６号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年９月２７日条例第２２号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日条例第５号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年１２月２７日条例第３１号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年１２月２７日条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年７月３日条例第３号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年７月３日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日条例第 15 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 27 日条例第 19 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 6 日条例第 1 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 6 日条例第 2 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 6 日条例第 4 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和 2 年 9 月規則第 52 号で同 2 年 10 月 15 日から施行）

附 則（令和 2 年 1 月 6 日条例第 5 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 6 日条例第 8 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 14 日条例第 30 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日条例第 28 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 28 日条例第 29 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年１２月２８日条例第３１号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日条例第２号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日条例第９号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日条例第８号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

報酬

職名		区分	報酬額
教育委員会委員		月額	４４，５００円
選挙管理委員会	委員長	月額	３５，１００円
	委員	月額	２２，２００円
	臨時に補充された委員	日額	６，２００円
公平委員会委員		日額	９，２００円
監査委員	識見を有する者から選任された委員	月額	５５，０００円
	市議会議員のうちから選任された委員	月額	３５，２００円
農業委員会委員	会長	月額	３６，７００円
		年額	農地利用最適化交付金事業実施要綱 （平成２８年農林水産事務次官依命

			通知) 第 3 に規定する交付金の額の範囲内で活動及び成果の実績に応じ、業務に見合う適切な水準として市長が別に定める方法により算出した額 (以下「実績額」という。)
	会長代理	月 額	3 4, 1 0 0 円
		年 額	実績額
	委員	月 額	3 2, 6 0 0 円
		年 額	実績額
	固定資産評価審査委員会委員		日 額
特別職報酬等審議会委員		日 額	6, 2 0 0 円
公務災害補償等認定委員会委員		日 額	6, 2 0 0 円
公務災害補償等審査会委員		日 額	6, 2 0 0 円
行政不服審査会委員		日 額	1 5, 5 0 0 円
情報公開審議会委員		日 額	6, 2 0 0 円
総合振興計画審議会委員		日 額	6, 2 0 0 円
補助金等審議会委員		日 額	6, 2 0 0 円
住居表示整備審議会委員		日 額	6, 2 0 0 円
男女共同参画審議会委員		日 額	6, 2 0 0 円
行政改革審議会委員		日 額	6, 2 0 0 円
公共施設等マネジメント推進審議会委員		日 額	6, 2 0 0 円
防災会議委員		日 額	6, 2 0 0 円
国民保護協議会委員		日 額	6, 2 0 0 円

消防審議会委員	日額	6, 200円
消防賞じゅつ金等審査委員会委員	日額	6, 200円
介護認定審査会委員	日額	15, 500円
介護保険運営協議会委員	日額	6, 200円
健康づくり推進協議会委員	日額	6, 200円
健康づくり推進総合計画審議会委員	日額	6, 200円
予防接種健康被害調査委員会委員	日額	6, 200円
国民健康保険運営協議会委員	日額	6, 200円
地域福祉審議会委員	日額	6, 200円
民生委員推薦会委員	日額	6, 200円
災害弔慰金等支給審査会委員	日額	15, 500円
老人福祉センターつきみ荘運営委員会委員	日額	6, 200円
老人ホーム入所判定委員会委員	日額	6, 200円
障害者施策推進協議会委員	日額	6, 200円
児童福祉審議会委員	日額	6, 200円
子ども・子育て会議委員	日額	6, 200円
農業振興整備促進審議会委員	日額	6, 200円
交通安全対策会議委員	日額	6, 200円
放置自転車等対策協議会委員	日額	6, 200円
環境審議会委員	日額	6, 200円
し尿処理審議会委員	日額	6, 200円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額	6, 200円
環境マネジメントシステム外部審査員	日額	6, 200円
都市計画審議会委員	日額	6, 200円
空家等対策協議会委員	日額	6, 200円
土地区画整理審議会委員	日額	6, 200円
土地区画整理評価員	日額	6, 200円
水道事業審議会委員	日額	6, 200円

下水道事業審議会委員	日額	6, 200円
就学支援委員会委員	日額	6, 200円
学校運営協議会委員	年額	9, 000円
市立小・中学校通学区域再設定協議会委員	日額	6, 200円
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額	6, 200円
いじめ問題専門委員会委員	日額	15, 500円
いじめ問題再調査委員会委員	日額	15, 500円
青少年問題協議会委員	日額	6, 200円
社会教育委員	日額	6, 200円
本庄早稲田の杜ミュージアム運営委員会委員	日額	6, 200円
文化財保護審議会委員	日額	6, 200円
スポーツ推進審議会委員	日額	6, 200円
公民館運営審議会委員	日額	6, 200円
図書館協議会委員	日額	6, 200円
投票所の投票管理者	日額	12, 800円
期日前投票所の投票管理者	日額	11, 300円
選挙長、開票管理者	1回	10, 800円
投票所の投票立会人	日額	10, 900円(立会時間が投票時間の2分の1以下である場合は、5, 450円。投票箱を送致した場合は、800円を加算。)
期日前投票所の投票立会人	日額	9, 600円(立会時間が期日前投票時間の2分の1

		以下である場合は、4,800円。)
選挙立会人、開票立会人	1回	8,900円
農地利用最適化推進委員	月額	32,600円
	年額	実績額
産業医	月額	63,900円
福祉事務所嘱託医	日額	13,900円
学校医、学校歯科医	年額	1校につき 202,800円
学校薬剤師	年額	1校につき 74,400円
スポーツ推進委員	日額	6,200円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する審査会委員	日額	6,200円